

川崎市地域医療審議会委員公募要領

1 目的

川崎市地域医療審議会の委員の公募の実施に当たり、当該委員の公募方法等について必要な事項を定めることを目的とする。

2 申込資格

申し込むことができる者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 原則として年齢18歳以上の者
- (2) 本市に引き続き1年以上居住している者
- (3) 本市の附属機関の委員となっていない者
- (4) 市職員でない者

3 公募人数

1人

4 任期

委員の任期については、川崎市地域医療審議会条例第4条の定めるところによる。

5 申込方法及び申込期限

- (1) 申し込もうとする者は、市販の罫紙、便せん等の用紙等に、次に掲げる事項を記載したもの（以下「申込書」という。）に、小論文（800字程度のもの）を添付し、申し込むものとする。

ア 川崎市地域医療審議会

イ 住所、電話番号、氏名、性別、及び生年月日

ウ 職業

エ 市民となった日

オ 主な職歴

カ 活動経験（福祉、環境等のボランティア活動、青少年等の団体等での活動、市政モニター等の主な活動経験を差し支えない範囲で記載するものとする。）

キ 申し込んだ理由（簡潔に記載するものとする。）

- (2) 前号の申込書及び小論文の様式は、自由とし、上記記載事項を漏れなく記載するものとする。
- (3) 第1号の申込書及び小論文は、返還しないものとする。
- (4) 小論文のテーマ及び申込期間は、別に定めることとする。

6 選考方法等

- (1) 川崎市地域医療審議会公募委員選考委員会を設置し、書類選考、抽選等により選考を行うものとする。
- (2) 選考の結果については、当該申込者に通知するものとする。

7 公募を行なった場合において、次に掲げるときは、公募によらないで委員を選任できるものとする。

- (1) 申込期限までに申込がなかったとき。
- (2) 申込者の全員が申込資格を満たさなかったとき。
- (3) 選考の結果、該当者がなかったとき。

附 則

この要領は、平成11年 7月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 6月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和 元年 5月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5年12月 1日から施行する。